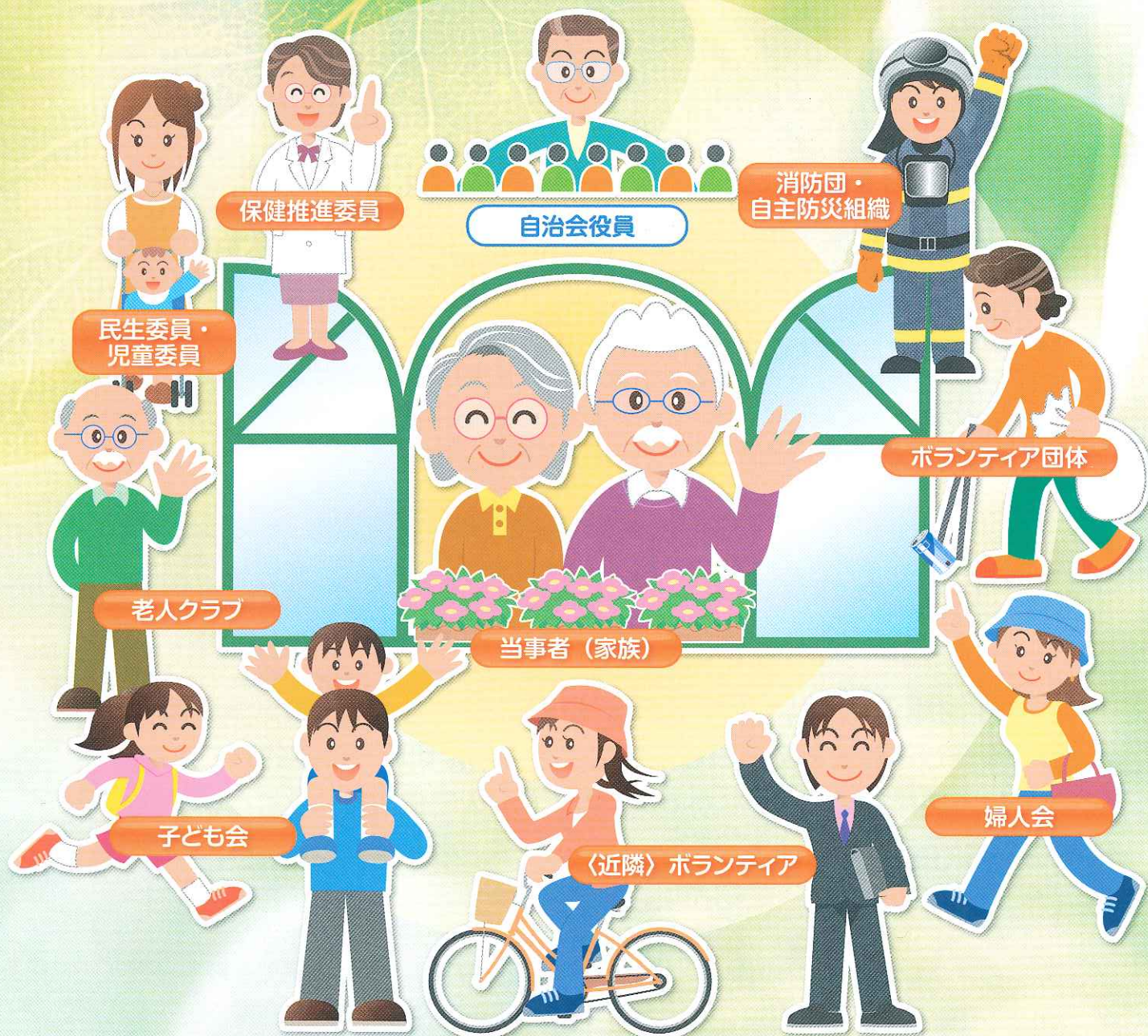


地域ふれあい ネットワーク活動の手引き

地域ふれあいネットワーク活動の構成員（例示）



国東市
国東市社会福祉協議会

1 見守り活動の内容

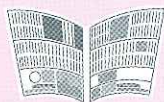
見守り活動は、大きく分けると「**日常的**」なもの、「**定期的**」なものがあります。

日常的な見守り

日常生活のなかで、さりげなく
気に（する）留める方法

例示

- 新聞、郵便物が
たまっていないかの確認
- 夜に電気がついているかの確認
- 庭が手入れされているかの確認
- 洗濯物が干されているかの確認
- 出会った際のあいさつ、声かけ
- 黄色い旗運動による声かけ



定期的な見守り

（本人の了承の下）定期的に
声かけ・訪問する方法

例示

- 安否確認のための訪問
- 登下校時に街頭に立つ
- ふれあいサロン、ひとり暮らし高
齢者の集い等の開催
- 食事サービスなどサービス提供
- 回覧板の配付



2 地域ふれあいネットワーク活動とは

「**地域ふれあいネットワーク活動**」とは、個々の見守り活動を結び、住民相互のつながりによって、定期的（計画的）に声かけ・訪問などを行うなかで、その人が一人で悩んでいること、困っていることに気づき、その解決に向けて、みんなで考え、支え合うしくみをつくる一連の活動です。



③ 地域ふれあいネットワーク活動の意義

見守られる人

- ア 地域とつながることにより安心感が得られる**
声をかけあうことによって、見守る人とのつながりができ、信頼関係が生まれ、何かあったときには支えてもらえるという安心感が得られます。
- イ 孤立化・閉じこもりを防ぐ**
地域住民との関係を保つことは、孤立化・閉じこもりを防ぎ、生活への意欲や生きがいを高めます。
- ウ 犯罪被害・事故の防止と災害時における避難支援につながる**
見守られるなかで、消費者被害や盗難等の犯罪被害を未然に防ぐことが可能となり、火災予防や交通事故防止も図られます。また、災害時には、避難支援を受けられることとなります。
- エ 問題の複雑化・深刻化を防ぐ**
早期発見・対応が行われることによって、問題が複雑化・深刻化するのを防ぐことができます。

見守る人

- ア 地域とつながることにより喜びが得られる**
この活動へ参加することにより、地域とつながることができます。また、この活動を通して、自分が地域で役に立っているという喜びを感じることができます。
- イ 自分・家族および地域の問題への関心が高まる**
この活動に関わることによって、自分・家族や地域の問題への関心が高まります。
- ウ 福祉制度・サービスへの理解がすすむ**
必要な情報を提供するために、福祉制度やサービスを学ぶことによって理解・関心が深まり、自らも活用しやすくなります。

地域

- ア 地域としてのつながりが強くなる**
この活動を継続することにより、地域の絆（つながり）が強まります。
- イ 住民（地域）の問題解決力が向上する**
この活動により、住民は自らの地域の問題に気づき、問題解決のための意識が高まり、その実践を重ねることにより、問題解決力が向上します。
- ウ 安心・安全なまちの維持・実現ができる**
ア、イを通して、地域の「支え合い」活動が総合的に展開されることによって、誰もが願う「安心・安全なまち」が維持され、実現できます。

4 地域ふれあいネットワーク活動員の役割

【地域ふれあいネットワーク活動員とは】

活動員は、地域の中で見守り活動を行う人です。活動員には、次の5つの役割があります。

発見

①みつける役割

- アンテナを高くし、問題（困っていること）・課題などをなるべく早く発見します。

発信

②つたえる役割

- 把握した困りごとに対応できる社会資源（福祉制度・サービス、施設、人など）を調べ、それを伝えることによって活用（利用）を促します。

調整

③つなげる役割

- 対応が困難な問題・課題については、地域ふれあいネットワーク会議に提案し、解決を図ります。

啓発

④ひろげる役割

- 地域で不安を抱え、悩み・問題を抱えている人に対して、「助けてね」といえる雰囲気づくりに努めます。
- 地域の問題を住民に伝え、「支え合い」の意識を高め、参加を促します。

活動

⑤うごく役割

- 他の活動員や関係者とともに問題解決のための方法について話し合い、実践を促進します。
- 定期的に「地域ふれあいネットワーク会議」を開催し、専門機関等と連携して、地域福祉活動を推進します。

5 活動員の心構え

1 できることをこつこつと無理をせずに気長に

- 無理をせずに、気負わずに、相手に押しつけることなく、気楽に、明るく活動しましょう。
- できないことははっきりと相手に伝えましょう。
- 難しいケースにあたったときは、一人で抱え込まず、他の活動員や区長、民生委員・児童委員などに相談しましょう。

2 相手の気持ちになって行動するー相手の声をしっかり聴くー

- 活動のなかで約束したことは、きちんと守りましょう。
- 相手の立場にたち、相手の「想い」を尊重しましょう。

3 プライバシー（個人情報）を保護する

- 情報収集は見守り活動に必要な最小限にとどめましょう。
- 知り得た情報（プライバシー）は、厳に口外しないよう気をつけましょう。
- 支援上必要な場合は、本人の了解を得て、必要な人に対してのみ提供しましょう。
- 記録した「個人情報」は、保管に充分注意し、他人の目に触れないよう厳重に管理しましょう。
- 明らかにその人の生命や身体の安全が損なわれるような緊急事態の発生、あるいは客観的にその恐れがあると判断されたときは、生命や身体の安全を守ることを優先し、（あらかじめ本人の同意を得て）自治体や警察、消防等関係機関・団体に連絡しましょう。

4 ネットワーク（網目）を密にすることが大切です

- 地域には、民生委員による訪問活動や、老人クラブによる友愛訪問活動等の見守り体制もあります。そうした活動だけでなく、近隣住民相互による支えあい活動等、多くの人が地域の見守りに参加することで、ネットワーク（網目）を密にし、安心して暮らせる地域にしていきましょう。

地域での助け合いには信頼関係が大切です。
みんなで協力しあいながら活動しましょう



問題発見・対応カード

記入例

地域にある問題・課題（日頃から気になっていること）

活動員：隣保班長

■問題の発見日：平成26年1月9日 16:00頃

■方法：訪問 ・ 電話 ・ その他（ ）

■内容

該当者氏名：くにさき はな（一人ぐらし女性）

区長回覧を届けに立ち寄った。

その日の朝、洗たくを干す際に勝手口付近でつまづき、

膝を打ったとの話をきく。近頃よくつまづくことがあるとのこと。

すり傷、あざはあったが痛みはない様子。

■対応 その場で対応（解決済）、 後日対応（解決済）、 継続、 その他（ ）

その時は痛みがなくても後で悪くなることもあるので、

つまづきやすくなったことも含めて

かかりつけの医師に相談するように伝える。

「ネットワーク会議」の結果

1/31 開催 参加者：国見太郎（区長）、国東二郎（区長代理）、
武蔵三郎（会計）、安岐花子（民生委員）

〔決定事項〕

- ・ 転倒のリスクが高まっている
- ・ 見守り日を回覧板を届ける日（月2回）のほかに2回くらい増やす
- ・ 見守りの際に声かけで確認するなど膝の様子を観察する
- ・ 転倒発見時の対応を考えておく（市外に住む子どもさんの連絡先の再確認等）

問題発見・対応カード

地域にある問題・課題（日頃から気になっていること）

活動員： _____

■問題の発見日：

■方法： ・ 訪問 ・ 電話 ・ その他（ _____ ）

■内容

該当者氏名： _____

■対応 その場で対応（解決済）、 後日対応（解決済）、 継続、 その他（ _____ ）

「ネットワーク会議」の結果

開催 参加者：

〔決定事項〕

「気になる人・こと」チェック表

—あなたの地域にこんな「人・こと」はありませんか?—

対象者氏名：

【孤立】

- (最近) 近所づきあいがなく、外出しない (自宅にこもりがち) 人
- 元気がなくなったり、外出の機会が減った人
- (最近) 町内会、老人会、ふれあいサロン等の行事に姿を見かけない人
- 親が残業続きで、夜に幼い子どもだけになる時間が多い家
- 洗濯物が夜になっても干したままの家
- 暗くなっても家に灯りがつかない家
- 窓、カーテン、雨戸が開閉された様子がない家
- 新聞、郵便物が数日分たまっている家
- 新しく転入してきて、近隣と付き合いのない家 (主に高齢者世帯や小さい子どものいる世帯)

【虐待】

- いつも同じ服や季節に合わない服を着ていたり、それが汚れたり破れている (異臭が目立つ) 人
- 「お金を貸して欲しい」、「年金を自由に使えない」と言われる人
- (最近) 顔色も悪く、やせた気がする (満足に食事をしていないような) 人
- 家を訪問しても、(家族が嫌がり) 顔を出してくれない人
- 自宅から怒鳴り声や物を投げつける音が聞こえる家
- あざや傷が見られ、理由を聞いてもはっきりしない人

【生活支援】

- (認知症、寝たきりの家族を抱えて) 介護者が疲れている家
- 子育てに悩んでいる人
- 病気がちで床につくことが多い人
- 高齢者夫婦世帯で、どちらも (どちらかが) 病気で困っている家
- 介護者が病気で病院にも行けないと困っている家
- (身体能力の低下で) ひとり暮らしを続けることが難しくなっている人
- 買い物、食事、布団干しなど日常生活に支障をきたしている人
- 口の渇きが気になったり、お茶等でむせることがあったりと言われる人
- 体重が減少してきたと言われる人
- 火事、台風、地震になったとき、避難が困難な家族を抱えている家
- 階段の上り下りが大変だと言われる人
- 転倒やつまづきがあるとと言われる人
- 福祉サービス (ヘルパーなど) を必要としていると思われる人
- 福祉サービスが必要と思われるが利用を拒んでいる人
- (最近) もの忘れが多くなり、同じことを繰り返している人
- 知らない車が入り出している家
- 庭、畑が荒れている家
- ごみが放置され、においがする家

【お問い合わせ】 **国東市高齢者支援課**

〒873-0503 国東町鶴川149番地

TEL : 0978-72-5189

国東市社会福祉協議会 福祉支援課

〒873-0222 安岐町下山口38番地1

TEL : 0978-64-7100